

別表

添付書類（規則に定めるもの）	
①	立木の伐採（皆伐、択伐、間伐）に係る森林の位置図及び区域図
②	申請者又は届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
③	立木の伐採（皆伐、択伐、間伐）に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（すでに処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
④	申請又は届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む）
⑤	申請者又は届出者が申請又は届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
⑥	申請者又は届出者が申請又は届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 ⇒下記の各事項に該当する場合、添付を省略できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請又は届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合 ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、申請又は届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合 ・申請又は届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合
⑦	①～⑥に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類（例：求積図）
規定の詳細（処理基準、基本通知）	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保安林台帳の図面又は森林計画図の写しとする。 ・規則第 60 条第 1 項第 7 号の届出のうち、認定を受けた森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林経営計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることもできる。

②	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ⇒申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 ・「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとする。 ・許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むこと。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類とする。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請又は届出により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益または損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有するものであることを証する書類
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者又は届出者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請の対象となる保安林のぼっさ区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取り組み状況を証する書類とする。 ・書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒「申請又は届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離を置いて伐採することを明らかにした場合とする。 ⇒「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。 ⇒「申請又は届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にしようと認められる場合」については、申請者又は届出者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所

	有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59樹夫第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む）は、上記「」の場合には該当しないものとして、書類の添付の省略を認めない。
⑦	・地域の実情に応じて、都道府県知事が求める書類とする。

※表内の「都道府県知事」は「浜松市長」と読み替える。